

蒼語隨筆

三

庫文閣内		
一五三函	二八一九七	和書
一九	八冊	號類

内閣文庫		
番號	和	28197
冊數	8 (3)	
函號	153	298



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



蒼梧隨筆卷之三

一 荒海障子之事

一 伊勢御雛形守之事

一 白馬節會拜見此ありて

一 五節ノ下

一 朽木形文之事

一 和漢拔除之次第

一 大嘗會大抵

一 宮殿之事

一 加茂競馬記錄 並聞書

明治十五年購書

一選叙令中内分番一考入内長上者六考例四

一六考會大叙

一呼對林創

一神本建文

一五考八下

一〇日漢南會

一〇日世快羅

一〇日高朝七

荒海障子之事

建曆御記曰清凉殿弘廂有荒海障子南方

手長足長北面宇治綱代布障子墨繪也云々

按三戈因會云長脚國在赤水東其國人與長

臂國近其人常負長臂人入海捕魚蓋長

臂人身如中人而臂長二丈云々

右今著問集曰秋戸乃布障子と荒海乃障子

と名付く手長足長云々其北より字以

乃西一をのつけ

按日伴乃布障子凡字十九尺云々其畫



墨法は是乃千金園の墨と一乃と
滋野并殿伊伝
松陰松雲アリ

此にて今字にて世に傳ふる巻軸の圖ハ件ハ布障子
ヲ寫したるもの大北其初巨勢乃令園の墨と一ハ
巻軸ハ鴨居殿乃室籠とありと一金墨自ら
寫して布障子一也よなり好まざる之ハ此
巻軸の圖ありは布障子の鏡矢して此の墨と一之
より其元中なる巻軸に現立りて画亦乃於此
乃あり其墨は乃あり一現立りて後野殿更相入
其邊に麗は乃あり一也と云れり墨ノ字一
ハ墨の也 嘉樹 嘉樹より代りあり件の傳ははる

あり 墨にて寫さる人も多く傳ははるハ
世に流布する事ハ何一ハ皆こ又世に代り
のりも此也と云 嘉樹 乃あり一之ハ金墨の圖
ハ一と云作系一ハあり一其墨は乃更相入るなり
して小信と書流一ハあり一其墨は乃更相入るなり
今申すと筆記と云 申 かくのいふ

明和八年八月 備嘉樹

附傳

後野并殿伊伝
松陰松雲アリ
墨法は是乃千金園の墨と一乃と
此にて今字にて世に傳ふる巻軸の圖ハ件ハ布障子
ヲ寫したるもの大北其初巨勢乃令園の墨と一ハ
巻軸ハ鴨居殿乃室籠とありと一金墨自ら
寫して布障子一也よなり好まざる之ハ此
巻軸の圖ありは布障子の鏡矢して此の墨と一之
より其元中なる巻軸に現立りて画亦乃於此
乃あり其墨は乃あり一現立りて後野殿更相入
其邊に麗は乃あり一也と云れり墨ノ字一
ハ墨の也 嘉樹 嘉樹より代りあり件の傳ははる

あつた又いふ事の中より希修の意あり其法外を亦
はもぬいさしむるも今考へし世の好事人なる
名を考へしむるはしむるは証ひなきものなり却て
僻言なりしと作すべし
舊本損壞セルに仍し

天明七年五月十七日改記

森樹

伊勢御雛形守之事

或曰伊勢太太講ノ御扱以下種々ノ神物ヲ手寄ノ
御師ヨリ頂戴セシム其中ニ御雛形ト云モノアリテ紙ヲ
以衣服ノ形象ヲ制シテ殊更ニ成重シテ頂戴セシムル
ナリ抑此御雛形ト申ハ如何ナル故頂戴セシムルヤ思フニ已々
講ノ連衆タルト歴年ナレト家業繁多ニシテテ參詣スル
ト能ハス去レハ此雛形ト申ハ年毎代參ヲ奉ノ故ニ已カ神
拜ノ服ノ形代ナトニヤ然シテ夫ヲシテ加持念誦スルコトアリテ
御師ノ方ヨリ贈ニヤ所詮其故ヲ知ラス誰連中へ尋
問フトイハ氏白地其ト分明ナラス吾子其御雛形ノ子細ヲ

知ルヤト老邁答予謹テ考ルニ正シク
大神宮ノ御衣ヲウツセル御雛形ナルニ神祇令曰盃
夏神衣祭謂伊勢神宮祭也此神服部等齊或潔清
以參河赤引神調糸織作神衣又麻績連等績麻
以織敷和衣以供神明曰神衣云々
三河國赤引糸ト者明ハ清ニテ阿加ナリ引ハ曳ニテ
長ノ羨ナリ大神宮儀式帳ニ云 御調荷前供
奉行曳赤引ノ生糸四十斤郡内諸百姓等人別私
家解除清_白御調糸持參向太神宮司ト定_白
糸遠令編定御調櫃入_白監湯持_白御調倉進納

畢云々

右ハ年例ニ神御衣ヲ奉ルノ羨也然シテ件ノ御衣ハ
神宮ノ惶ニ尊ニ崇メ奉ノ品ニテ凡下モノハ拜スル_トサ
白地ニハナシ奉カタキモノナリ仍テ神主以下稱宜内人等
件ノ御衣ヲ写シ形リ奉テ御雛形トシテ 拜賜セシ
ハルモノナリ是全ク神御衣ノ御形代ノ羨ト見ヘタリ

以上ノ支神祇隨筆 神宮明弁等ノ赴ヲ以
テ考ルナリ穴賢謹テ白ス云々
寛政六年七月廿一日
述推量說 橘嘉樹 □
右楚忽一條努々可憚他見事最非假令可忍祕事真寔也

改定馬之新舊... 阿都志... 神皇正統記... 白馬... 青馬... 神皇正統記... 阿都志... 神皇正統記...

白馬節會拜見乃わこは

正月七日節令と白馬阿都志節令といふ

春の東方は信く北は信あふ爪の包にまきしふと湯は

青馬もかきつれし一年のけいふ馬を又色にま

年乃神魔を除くといふ事神記に見えたるを

いふ日

主上群君と共く白馬と覧し馬の節こそ祈ひ喜陽

乃動きて信じて青馬と牽き天竺子傳るを

事なるをくま山青馬毛のあらむと信じて作らる

乃、よか文よ馬の籠り法ありを考ふる名馬といふ

始末を告げし。乃ち乃を止正八十分一をた
二匹御川に於ては御世にも御命を。ちふり二匹
あり白馬と豊。明くハ大御命を。えり。御命を
し。又ハ。一。歳を。御命を。し。中世に
御命を。元日白馬
御命を。大凡兩乃刻の儀。口。の
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。

御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。
御命を。御命を。御命を。御命を。御命を。

勢しき事なりしを荒くぬえり流る年

して御子代一りおん老を侍りぬる事

柳御節會乃式の内年外年乃公々武官の勢因執
柄乃流目多あり来帯して堂上砌下より集いたる
式ハ御帳臺上出御ハ御化法々々練是宮舎乃
又庭上版を設標を建馬親子とて頂下馬乃形の色
色とりたる大瓶を庄重に御酒を設めありは毎日
糸此古居の室門圍日々を御する事又ハ立樂と奉し
御妓の神とひく之と并つるの事と記して月花門
く標を流るの事と悉く之節有典の向うに御記す

此ハ古の事なりしを荒くぬえり流る年
外年乃公々武官の勢因執
柄乃流目多あり来帯して堂上砌下より集いたる
式ハ御帳臺上出御ハ御化法々々練是宮舎乃
又庭上版を設標を建馬親子とて頂下馬乃形の色
色とりたる大瓶を庄重に御酒を設めありは毎日
糸此古居の室門圍日々を御する事又ハ立樂と奉し
御妓の神とひく之と并つるの事と記して月花門
く標を流るの事と悉く之節有典の向うに御記す

此の立樂は古事とて中勢の御事帯して御記す
流るる事御記す

花門の方（二足の馬名と馬名を引く） 御帳臺の中分

戲覚（群信も） 津久しと申ともて入申し

云々も又西乃階とありて足るは申ありて思ひぬ日花門

のねとて大凡者の官人祿のよさをあらわす官者進

下節會辰の刻の儀（いとも申す） 午の酒々

かし節始申すは申すの儀は退るは申す

申す炬火とて申すの儀は申すしありて

申すの儀は申す

右乃申すは申す之節會の儀は申す

といふもたましく申すより申すてぬえと申す殊文

申すの白目（目） 申すの晩め、眼を診る

の申すを筆して申すの儀は申すの儀

の申すを究る

天明八年三月十日記之 老蓮志樹

大京師旅寓を申す一ト子と申す

此書は庚辰と申すの書は申すの書

の書は申すの書は申すの書

申すの書は申すの書は申すの書

申すの書は申すの書は申すの書

申すの書は申すの書は申すの書

之節と神事との也元々一なる事

寛政二年八月七日 老邁嘉樹

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

五節之事

江談抄曰清見原ノ天皇ノ時五節始也於吉野川鼓
琴天女下降出前庭詠歌云々依以其例始之歌曰

清見原天皇トハ天 吉野川ハ大和國ナリ其吉野川ノ
武天皇ノ御事ナリ 皇居ノ所ヲハ瀧ノ宮ト云フナリ 乙女子賀乙

女佐比志毛加良太磨乎乙女佐比志毛其加良多磨乎

改事要略卷廿七年中行事條曰云一云 右ノ文ト同シ故ニ略
シテ不記于爰

本朝月令曰云一云 是モ亦右ノ文ト同シ依テ共ニ略ス

公事根源抄曰天平五年五月 ハルハハク内意名ナク

又曰神女神歌 ハルハハク内意名ナク

又曰神女神歌 ハルハハク内意名ナク

是よりして小節といふ所は侍りて其時神門の歌
よみ給へり

此の女子は女にすまはるるを神に申しておとめは

政事要略に流抄中御月合言に天女の神と云ふ
主上の神神あり何じ不あや有りし

大の意は天武天皇の皇子に親近しむは神門の

神門といふ大和國の山にまを流して古往の

けり流文といふ事ありて或ははけ世の
あはれ神神を流し給へり

あはれ白雲の山にわたりて其雲の中は天女といはし
即ち女阿多神神といはるるを奉りて神を敬見

あつて此神神と云ふは神なり

あつて此神神と云ふは神なり

此の女子は女にすまはるるを神に申しておとめは

やせしと云ふは此天女の天にりし

主上の敬見するは神の事外なる之をいふ

獨り此神神の事神神をいふのみは初

神門といふは神神をいふのみは初

天女といふは神神をいふのみは初

しめて神神をいふのみは初

神の事神神をいふのみは初

神の事神神をいふのみは初

詔、今午年毎、大臣下冬、御り人、す、あ、れ
此、宋、よ、ほ、を、て、年、お、ぬ、と、す、ら、流、し、あ、り、し、御
ハ、御、息、女、と、せ、し、ま、ら、し、し、し、し、お、ぬ、と、す、ら、
ハ、お、ぬ、と、す、ら、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、し、
大嘗、存、乃、年、ハ、殊、文、の、事、年、ハ、土、月、新、嘗、之、の
豊、明、の、節、令、ハ、南、辰、乃、東、路、ノ、御、送、と、し、ま、ら、
お、ぬ、一、人、お、位、之、家、カ、ま、ぬ、と、す、ら、し、し、し、し、
奉、立、乃、の、式、と、て、仲、の、送、之、の、は、し、ら、と、奉、立、乃、の、
申、立、乃、之、の、式、と、て、仲、の、送、之、の、は、し、ら、と、奉、立、乃、
奉、立、乃、之、の、式、と、て、仲、の、送、之、の、は、し、ら、と、奉、立、乃、
申、立、乃、之、の、式、と、て、仲、の、送、之、の、は、し、ら、と、奉、立、乃、

此、お、ぬ、乃、式、ハ、宮、の、日、乃、事、す、ら、し、し、し、し、
帳、臺、乃、試、あ、り、て、お、ぬ、乃、各、入、乃、曉、奉、と、て、宮、乃
日、乃、御、あ、り、て、は、し、ら、と、奉、立、乃、の、日、ハ、童、女
御、立、乃、事、ハ、舊、式、之、を、奉、立、乃、事、ハ、江、家、乃、事、ハ、
え、ら、し、今、の、世、乃、乃、昔、乃、乃、乃、乃、大、嘗、令、あ、り、年、ハ、
年、白、豊、明、乃、節、令、あ、り、流、一、年、ハ、新、嘗、令、此、節、存、れ
皇、代、一、て、お、ぬ、乃、式、ハ、は、し、ら、と、奉、立、乃、の、比、乃、の、事、ハ、
お、ぬ、乃、事、ハ、は、し、ら、と、奉、立、乃、の、事、ハ、は、し、ら、と、奉、立、乃、
右、五、節、ノ、節、ハ、又、名、義、ノ、丁、ハ、江、談、抄、改、事、要、略、本
朝、月、令、等、
其、余、モ、歌、書、
ニ、記、テ、ア、リ、
来、由、詳、ナ、リ、ト、云、ハ、氏、國、史、ハ、顯、ナル

所見ナシ猶其来由ヲ考ヘ正スヘキニコソ嘉樹審僻スルニ

以前ノ諸書ニ天女袂ヲ翻ス一五度ナレハ五節ト称又ハ

五節ノ名氏ニ據テ舞妓五人ヲ奉ラレ、泥テ却テ五人

ヲ以五節ノ名目アルノ據トスル一各以謬ルニ似タリ抑

五節ノ字ハ左氏傳ニ見ヘタリ所謂左ノ文ニテ明ナリ

昭公元年傳曰晋侯求三医於秦秦伯使医和視之

曰疾可為也是謂近女色疾如盪盪惑也非鬼非食惑以

喪志惑女色而失志良臣將死天命不佑良臣不匡故將死而不為天所佑

公曰女不可近乎對曰節之先王之樂所以節百事也故有五

節五節遲速本末相及中声以降之後不容彈矣

此謂先王之樂ハ得中声之成上降而息也降罷退於是有煩乎淫声一怡堙心耳乃忘平和

君子不聽也五降不息則雜声並奏所謂鄙衛声也物々如之言百吏皆也至於煩乃舍

也已無以生疾煩不舎則生疾君子之近琴瑟以儀節也非端心為心之節義云々使動不過度

此文ノ意ハ聖人ノ樂ヲ造リ翫フ一ハ君子ノ道合ヘルヲ以テ

ナリ遲速本末トハ始メユルヤカニ後ハ早ノニシテ序破急ト云

ヘルノ拍子ヲ考ヘテ中聲以降ルトテ遲速本末ノ調子程

能キヲ計ヒテ舞ヒ納ルテ中声以降ルト云テ爰ニ於テ樂ヲ

終ルナリ故遲速本末中声ヲ五声ト云ナリ此程ヨキ時ニ樂ヲ

終ラレハ其調子モ盛面白ナリテ後ニハ乱舞ノ如ク是ヲ鄙

衛ノ淫声ト云ヒテ君子ノ惡ム所ナリ凡ソ一能程ニ終ルヲ以テ

琴當作

聖人ノ道トシテ物ニアヤニチキト定メタル物ナリ万事調
子ニ乗テ程ヲ過ク又ヲ五節ノ舞樂ニ表シテ五声ノ節
ト云フ義ニテ五節ト云ナリ

五節ノ舞ノ起リハ天武天皇ノ御故事ナレハ五度袖ヲ翻
タルヨリ五節ト称又五人ノ舞奴ヲ奉ヨリ五節ノ名アリト云ハ
一向無誓ノ説ナリ五節ノ夜ハ殿上ノ酒醉トテ公々以下群参
シテ饗ヲ賜ノ御遊宴ナリ故程ヨク退参シテ過度ナキト為
ニ酒醉ノ作法ハ各酒ニ酔タル風情ニシテ退出スルヲ舊礼ノ古実
トスルナリ五節ノ次第又酒醉ノ或ハ悉江家次オニアリ大
抵公事根源抄ニモ詳ナリ

右ハ或人ノ問来レルトキ五節名義ノコトヲ對ヘシノ舌
草ナリタミ々左傳ノ文ヲ拔華ニテ考ヘノ基トナスモ也

天明五年十一月

橘嘉樹

七
此書此春京師ニテ燒失セシニ仍テ昔日栗田氏
良典子ノウケリシ重多阿々トシテるより傳
度し再ハ其稿ヲ補スナリ

天明八年秋七月三日

橘嘉樹

聖人... 物...
天照...
...

朽木形文之事

禁秘鈔曰清凉殿五间

四面有几帳惟夏生以胡粉畫華鳥

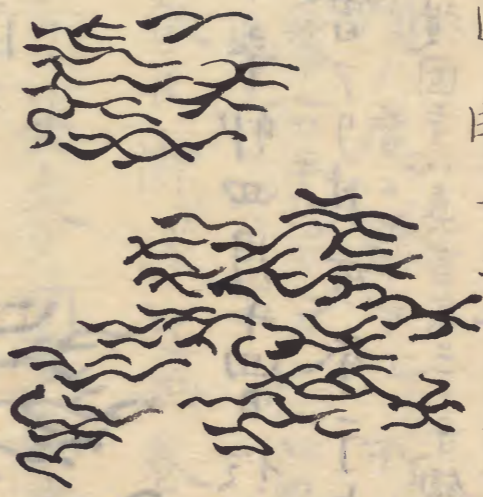
帳

冬朽木形云々

枕草子曰...
...

景花物語若水卷曰...

白平絹ノ幔ニ糸アリ其文濃色ト見ユ今見ル然レハ形状左如シ
五月十日田村氏靈宝場ノ苾芻ニ便テ矢立ノ墨ヲ以テ
模写シテ退ク嘉樹又其図ヲ欲テ同生ニ請テ爰ニ臨写
ス然シテ赫蹄本図ヲ臨写為シカタニ仍ノ小ニ切約ス



實ニ臨写スルモノハ別ニアリテ聚頭假字ニ函へ收ム
へ入ルナリ

嘉樹考ニ當寺ハ真言宗ニテ京師ノ東寺ノ末
派ナリ然レハ東寺ニテ長者灌頂ノ度用ヒラル
ノ帳朽木形ナレハ往年當寺ハ柙堂ノ御帰依
タルヲ以其寺院ノ繁華ナル勢アルヲ以潜上シテ
模シタルノモアラニカト殊ニ感慨シテ僻案ヲ述フ者

天明六年五月十七日 大判事橋嘉

追考

石見國濱田ノ從臣伊下氏古画ノ春画ヲ齋ニ来ラ視サル其几
帳ノ文件ノ朽木形ノ文アリ

護國寺ハ

御當家五代

常憲院殿綱吉公ノ御母后桂昌院殿ノ御帰依ナリ

桂昌院殿俗姓本庄太郎兵衛宗利ノ女ナリ 御書家三代

大猷院殿家光公妃トナリテ則

細吉公ヲ産シ奉ナリ 細吉公嚴有院殿ノ嗣トナリ玉フニ

依テ當寺殊ニ御願寺ノ勢ニ繁栄他ニ異ナリト云

天明六年十月廿二日

大猷院殿

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

和難祓除之次第畧式

先當日便宜刻限 酉刻ヲ用 眠近人 禁中ニテハ藏人四イ

勒之謂所節折 人ナリ候而竹之節ヲ以テ御身ノ

長ヨリ始メ取々ノ長ヲ取量也

此長ヲ量ルニ六篠竹ノ細キヲ用エ長サ一尺宛數

九木調スヘシ

其長ノ量ヤフ

先御襟ノ一ノ骨ヨリ御足ノ方迄至テ量ルニ 本次御

左右ノ肩ヨリ御足迄至量ル 左右 本次御胸ノ中ヨリ

左右ノ御手ノ指先迄至テ量ルニ 本次左右ノ御腰ヨリ

御足迫至リテ量ル本次左右ノ御膝ヨリ御足迫

至テ量ル本都合九本ヲ用ユ

其長ノ量リ様一尺程ツニ量リアテ、終ノ所ニテ其

余ハ程ノ際ニ朱ヲ以テ印ヲ付ルナリ

次ニ九本ノ竹ヲ一ツニシテユヨリニテ結ヘテ庇ノ間置次空

壺一口近侍人蓋ヲ撤テ進上スレハ其空壺へ御氣ヲ吹

入玉フ一三度近侍ノモノ夫ヲ給リ始メ撤ミタル蓋ヲシテ

能ク封テ件ノ御長ヲ取候竹ト一所ニ庇ノ間ニ置

此封シ様ハ紙一枚ヲ水ニテシメシテ夫ヲ蓋ノ上ヨリ

覆ヒヲクナリ

次沐浴齒固次改衣

清キ服ヲ著スルニ其服ハ其人ノ意ニカセテ着用ア

ルニ何ノ服ト云定ハナシ但主上ハ御直衣ヲ著御ア

リ是趣ニ准テ心得アルナリ

次ニ便互ノ間へ復リ入玉フ始メ御長ヲ量リシ間ニ

其間ニ魚テ簀蓐一枚ヲシキテ茅論ヲ設ラク也此

茅論ニ檀紙ノシテ四ノ同釵紙四枚ヲ取ニ挾ミラク

也此四手釵紙ハ忌部氏ノ調スルヲニテ習アリト去レ氏

當時忌部氏ナキヨリテ禁裏ニテハ忌部氏ノ代トシテ山

科民部丞是ヲ役トスト也並ニ茅ト麻トヲ手ニ執テヨ

キ程ニ束子ヲ奉トテ宿紙ニテ包其上ヲ又茅ニテ巻ク也
此宿紙ハ禁裏ニテハ圖書寮調進ナレト自ラノ家ニハ
宿紙ナキニヨリテ檀紙杉原等ヲ用ユルナリ

次ニ件ノ麻ト茅トヲ扱トシテ御右ノ手ニ執リ玉ヒ茅ノ
輪ヲ越玉フナリ

此輪ノ越様ハ先左ノ足ヲ踏入テ口ノ中ニテ左ノ哥ヲ頌
ス 水正月の和雜^{ナヨシ}ノ扱^ハト人ハ糸^ハノ^ハ詰^ハヒ^ハ足^ハト^ハ
多^ハト^ハ御^ハ納^ハリ^ハテ^ハ右^ハノ^ハ足^ハヲ^ハ踏^ハ入^ハレ^ハテ^ハ潜^ハリ^ハ御^ハシ^ハス
後^ハ口^ハマ^ハニ^ハ跡^ハニ^ハ屈^ハリ^ハテ^ハ又^ハ如^ハ左^ハノ^ハ足^ハヨリ^ハ踏^ハ入^ハ歌^ハヲ
頌^ハス^ハル^ハ等^ハ又^ハ同^ハニ^ハ如^ハ斯^ハニ^ハ度^ハ潜^ハリ^ハ越^ハテ^ハ右^ハノ^ハ手^ハニ^ハ持^ハタル

茅麻ノ扱ヲ以テ扱身ヲ扱^ハテ^ハ清^ハル^ハナリ

次ニ近侍ノ人奉終ル由ヲ見テ件ノ茅ノ輪ヲ撤ス次ニ近侍
ノモ又扱除終ノ玉ヲ茅麻ノ扱ヲ給テ退ク

夫ヨリ近侍ノ者始ノ竹九本ト壺トヲ此扱ニ取テ
次ニ候スル人へ渡セハ次ニ候スル人此三品ヲ取テ下部ニ
取り持セラ便^ハテ河原へ齋行キテ後^ハ其^ハニ^ハ投入^ハシ^ハ還^ハ
リ参リ事納リタル由ヲ近侍ノ人へ申

以テ帝ノ出^ハ後^ハリ^ハ入^ハテ^ハ祝^ハノ^ハナリ

此祝ノハ恒重甲共々ノ奉ニテサセシテ子細ナ
キナリ

次ニ件ノ撤タル茅ノ論ヲ身近キ方ヘ送り遣リテ各越ヘ
潜リテ援除ヲ成寸ニメラルニ次ニ御身近キ方ノ援除終
レハ迎待ノ人ヨリ始テ其程々ニ反ニ次茅ニ末々ニテモ
援除ノ学ヒラスル也

但此茅論ヲ越タル時ハイツモ件ノ歌ヲ三度ツ頌スル
ナリ一説ニ思ふニ皆ツヨク此ノ麻ノ意と云ハレテも
援除ノ事ト此歌ヲモ頌スルト云ヘリ

右者江家次第大後六朝或神祇令式等ノ趣ヲ以テ當
時年中行日イテ神祇畧式述流也

天明壬寅年六月晦日

嘉樹

中一冊ニ或賞家ニ伊方ノ歌ニシテ古式ニ
神祇ノ一冊ノ趣ヲ考合ク以テ注シテ
之ノナリ是を以テ式と云ハレテは
其ノ方ノ事也

駿岳蒼梧寓陳人 嘉樹記

大筆一冊ニ其書ハ其年正月晦日京洛ニ雨テ童子
奪テ之ヲ依テ菅沼ニシテ其書多ク時ノ人ノ之ヲ
其書一冊ニシテ又再ハ潤筆ヲシテ其
書ハ其書ノ事也

天明九正月十七日

嘉樹

大嘗會大抵

此式別ニ藤滿卿集成大嘗會私記云アリ候ヤ見ルヘシ

一大嘗會ト申ハ天子御代一度ノ大祀ナルニ即位ノ翌年ノ十月ニ行セラルルナリ十月ニ行ハルハ新穀ノ実リテ神祇一供セラルル時ニ宜キニナリ

但即位ノ年ニ行ハルノモアリ夫ハ即位ノ時節ニ見ナリ又ハ故障アリテ延引アル日モアリ各定例ニハラス時ニヨルナリ也即位ノ年ニ行ハルハ早春カ又ハ夏ノ初ニ即位アル時ノナリ

大嘗會ヲオホムベト訓スルハ新穀ヲ以テ天神地祇ニ献セラルルニシテ神祇ノ其新穀ヲ嘗^{ナメキコシ}聞食トシテナリ年々十月ニ行ハ

[Faint handwritten text, likely bleed-through or a secondary account of the festival.]

ルハ新嘗會ト云是ヲモイナメ云代ノ始ヲ大嘗會
ト云年々ノ新嘗會ト云テ是其義ノ嚴重ナルト尋
常ナルトイフ以テ其稱カハルナリ上ニ云如ク代ノ始ニ
ハ殊更ヲゴリカナルユヘ大ノ字ヲ加ヘテ大嘗會ト稱スル
ナリ大嘗會ハ儀ハ其年ノ始メヨリ式アリテ散齋一月
トテ其年十月ヨリ御齋一月ニテ行セラルナリ
散齋ト云ハ穢レ不淨ノヲ聞アロカス万ニ御身ヲ清
メ玉ヲナリ故ニ朝廷ノ御改革ハアリテ唯不淨穢汚
一トテ奏セスナリ大嘗會ハ日ハ致齋トテ此日ハ前後三ヶ
日ノ間ハ一向ニ清淨ニ在ス御改革モ聞召サス唯神

車ニノ預リ玉フナリ是ヲ稱シテ散齋一月致
齋三日ト云フナリ
其次第ヲ大凡左ニ注ス
大嘗會ノ次第ハ
一 御即位ノ翌年二月ヨリ九月迄八間ニ國郡ト定ト云コト
ナリ近例ハ大方四月ニアルナリ
二 國郡ト定トハ大嘗會ニ供セラル新穀ヲ作ルヘキ
三 國郡ヲトヒ定メラルナリ近代ハ近江ヲ悠紀トシ
丹波ヲ主基トシテ郡ハトニ定ニヨリナリ
昔ヨリ近江丹
波牆ヲ備中ノ

四國ノ中ニテ定ラレタリ
近年ハ本文ノ如クナリ
悠基トハ竊初ニ備ヘ玉フ御膳ノ

事王基トハ二度目備ヘ玉フノ名ナリ
ユキスキノハ此トハト
又下ニ注ス

部家ノ秘説ヲ今吉田家ニテ行フ其美龜ノ甲ニ墨ヲ

引テ夫ヲヤキテ其ヒウレノ入ルヲ考ルフノ由ナリ

一 國郡ト定メテ引行ハルニヨリテ近江ノ守ト丹波ノ守

トハ其役ニアツカルナリ今モスケ掾モ亦同クアツカルナリ

一 坂穂ノ使トテ神祇長上ノ官人悠紀ト主基トノ國ニ

行向ヒテ垂テ作ラセラルル稲ヲ拔取ルノ式アリ其後

又稲舂トテ其稲ヲ舂調ルノコアリテ歌ヲ詠スルコアリ

此歌ハ哥山人又ハ儒家ノ人詠スルナリ

一 御禊行幸トテ十月至テ河原ヘ行幸アリテ天子御

禊ヲナシテ神事ニ預玉フノ式アリ其河原ハ二条三条

ノ河原ナリ是モ昔ハ加茂川桂川葛野川等例アリタリ

トナリ今ハ行幸ノ美ナリ唯其式ノミニテ御禊アルナリ

一 由ノ奉幣ト云ハ御禊ノ後大嘗會ヲ行セラル由ヲ神祇

ヘ告申サル御奉幣アリ是ヲ由ノ奉幣ト云ハ大嘗會

行セラル由奉幣ト云ヲ略セシ称ナリ

一 五節舞 竊姫トテ舞妓五人袖ヲヒルカヘテ五度奏舞

フ事アリ大嘗會ノ前日ニテ寅日ノコ其前日己日五節

帳臺ノ試トテ寅日ノ舞妓ヲ習礼セシメテ觀覽アルコアリ

此事八年々十月ノ己寅ノ兩日ニアルトニテ大嘗會ニ限ル
トニハ非レ氏年々ノ舞妓ハ四人ニ過ス大嘗會ノ年ハ五
人ニテ悠紀国司主基ノ国司ヨリ一人ツク公卿ヨリ三人献
セラルトナルニヨリテ大嘗會ノ式ニ記ニ加フルナリ

此五節ノ一ハ公事根源ニ委ク記セリ予竟大嘗

會ニ限リタルトナラ又エハ其子細ヲ略ス

一卯日御神供ヲ献セラル、當日ナリ最初廻立殿へ入
御アリテ御湯殿ノコアリテ夫ヨリ悠紀殿へ入御アリテ
悠紀ノ御膳ヲ奉ラセ玉ヒ又廻立殿へ歸御アリテ又御
湯殿ノコアリテ夫ヨリ主基殿へ入御アリテ主基ノ御膳

ヲ奉ラセ玉フナリ此間ノ御神秘ナレハ主上并関白宮主ノ
外ハ知ルコナシ

此間ノ大化ハ三ヶ重事抄アリ尤委クハ記セラレ又故
必レテ今其大抵ヲモ記セラルナリ

一寅卯ノ兩日殿上ノ酒酔ト云フアリテ殿上人ナト即詠
今様ヲ詠テ乱舞ノコアリ是亦大嘗ニ限リタルニア
ラ子トモ寅卯ノ日ニアルト故爰ニ記ス酒酔トハ酒ハフカ
キ心酔ハ酔ナリフカク酔テ興
スルト云フナリ但今ハ無之
一大嘗宮ハ昔ハ大極殿ノ前龍尾道ト云所ニ立ラル今ハ紫
震殿ノ前ニ立ラル其御構ハ茅菅ノ里不造リナリ

黒不造ハ皮付ノハミヲ 悠紀殿下構へ主基殿下構へ其側ニユキスキ
カユイノ造作ナリ

膳屋フリ各別ニアリ又其後ノ方ニ廻立殿ト云アリテ其廻立殿
ノ構ノ中ニ御湯殿アリ各黒木作りナリ

此悠紀主基ノ殿廻立殿トモ主基ノ御膳奉ラセ終リ
テ後曉ニハ委ク取拂セラレニナリ

悠紀トハ齋ト云ノ略訓ニテ清淨潔赤ノ殿ト云義
ナリ イト下通音ニテ
中ニヲ畧タルナリ 夫ヲ悠紀ト書ケハ假名書ナリ

字義ニハ抱ラヌコ主基トモ次ト云フニテスト通ニタル假
名書ナリ依テ悠紀主基ト云ハ初ニ備ヘタマフ御膳ヲ

存ト云ヒニ度目ノ御膳ヲ齋ト云ヘル称ナリ
イワキ

廻立殿トハ御支度遊レ候殿ナリ初メ此所ニテ御湯
ヲ召シ御支度アリテ板悠紀殿へ入御アリ御献備ハ

テ、又此廻立殿へ入御アリテ御支度アルナリ故ニ度
還リ入玉フト云義ニテ廻立殿ト名ツク廻ノ字カヘルト

訓ス是廻リ立チ入ラセ玉フ殿ナリ
右ニテ御神膳ノ事終ルナリ然シテ翌辰ノ日ヨリ己キト

都合ニケ日ハ右ノ大嘗會事故ナリ終ラセ玉フノ御祝儀
ニテ節會ヲ行レテ臣下氏ニ御酒キユシメテ祝セ玉フ

ナリ其節會ニケ日ナリ則左ニ記ス
一 承ノ節會ノ次第

一辰ノ日ヲ悠紀ノ節會ト云是ハ悠紀ノ御膳事故ナク

奉ラセ玉フノ御祝ナリ故ニ此日ハ悠紀ノ國司ヨリ近江守ナリ

饌味トテタトヘハ松カ梅ノ枝ニ鳥ヲツケテ此鳥ハ雉子ナリ奉ナリ参

役ノ公卿以下殿上人ニテ小忌ヲ著シテ参内アリ是ヲ私ノ小忌ト云ナリ

辰ノ日ノ酉刻ヨリ始リテ曉方ニ終リ退出アルトリ

一巳ノ日ヲ主基ノ節會ト云是モ亦主基ノ御膳モ事故ナク

奉ラセ玉ヒタルノ御祝ナリ此日ハ主基ノ國司ヨリ饌味ヲ奉

ル是モ又薄ノ枝ニ鬘菴ヲ付テ奉ル鬘菴内ニ橘栗

等ノ物入ル由ナリ其辰ノ日ニ同シ但此西國ノ奉ル饌

味ハ曉キ方ニ及フナリ其品大凡ハ右ノ如シ時ヨリテ

少シツ替ルコトモアル由ナリ

一午ノ日ヲ豊明節會ト云是ハ悠紀主基ノ御膳奉

フセ玉ヒテ其節會モ行ハレテ万ツ滞ナクハラ玉フ事ニ

テ公卿以下六位ノニテニ節會ノ儀アルナリ各小忌私ノ小忌

ヲ著シ心葉日蔭亦辰巳兩日ノ如シ但此日ハ排華ヲ賜

フナリ

天子ヘモ排華ヲ奉ル大臣ヨリ奉ナリ公々ヘハ参議

奉ル夫ヨリ以下ハ國司ノ人ヨリサシ参ラスルナリ此カサ

シハ出納トテ藏人等ヨリ調進ス是モ亦時ヨリテ

品々カワリアリ

天子へハ菊銀ニテ作ル

大臣へハ藤花金メツキニテ作ル

大中納言へハ梅花金メツキナリ

参議へハ山吹右三門之

右各冠へ排賜テ其終ニテ退出アルナリ

一豊トハニタカノ美明トハ夜終ノ節會ニテ曉ニ及ヒテ明カニ

賑栄ルノ美ナリ

但正月三節會ト此豊明トモニ四節會ト云

ヨリアカリテリ然ルニ今日ヲハ豊ノ明ト云ヒ習セタリ正月モ又

ハ臨時ニ節會アルヲモ各豊ノ明ナレモ今日ニ限りテ豊ノ

明ト云フナリ

但年々新嘗會ノ翌日ハ豊ノ明リノ節會ニテ辰巳ノ

如キ節會ハナシ辰巳ノ節會ハ大嘗會ノ時斗ナリ

依テ年々ノ豊ノ明リハ辰フ日ニアルナリ

以上

右大嘗會以下豊明ニ至マテ其式ハ御次第書アリ又ニテ

重事抄等委ク記セラレタリ况ヤ江次第西宮記等ニモ

明白ナリ然レモ事繁多ニテ忽ニ見知シカタキヨリテ其大

抵ヲ一ツ書ニシテ申セヨト或人ノ命セラレ、ヨリテ唯其名目

ト趣トヲ百分カ一ヲ記スモノナリ

天明七年十一月

橘志樹

右一冊ハ下書ナリ殆又清クシテ紙一改メ進テ可入
字覺ハハム多ク時御式行ハルノ事ニ内ニ草書ノ儀
入テ覺ハハ早ク奉ルノ要トスルノ事ナリ况覺アヤマリ
モ多カルヘシト云レ惶ルナリ

高樹

宮殿之事

宮殿ノ稱和漢同ク天子宸居ヲ斥テ稱ス

本朝ニテ宮ト稱セシ始ハ 神武天皇筑紫ノ宇佐ニ至給フト

キ菟狹國造祖菟狹津彦菟狹津媛造一柱騰宮ヲ而

奉饗 一柱騰宮ハ所斯此苦造 是天子ノ居ヲ宮ト云ヘル始ナリ

其後吉備國ニ徙リ入玉フトキ高島ノ宮ヲ造テ行宮

ノ宸居トス其ヨリ辛酉ノ年ニ至テ始テ大和國畝傍山ノ東

南橿原ノ地ニ都ヲ定玉ヒテ宸居ヲ經營在ス是即チ橿

原ノ宮ナリ此ヨリ以降世々ノ遷都皆宮ヲ以テ号トス所謂葛

城高岳ノ宮 行鹽浮孔ノ宮等トリ

此余数多ノ宮ノ号ハ日本
紀以下ノ国史ニ詳ナリ事

繁多七八 又殿ト称スルハ 雄略天皇廿三年八月庚午ノ

朔丙子天皇崩大殿ト書ナレ又顯宗天皇元年六月幸

避暑殿奏舞會群臣設以酒食トアル各宮ト称シ殿ト

云ヘルノ紀原ナルヘシ尔来 皇極天皇四年六月丁酉ノ

朔戊申天皇御大極殿古人大兄侍ルト云々 以上客日本紀ノ

是殿ニ號アルノ始ナルヘシ以来ハ宮殿ノ称尤掲焉 取見

桓武天皇今ノ平安城へ遷都在シヨリ殿堂樓

閣坊舎廳衙南北十町東西八町其餘曹司寮司

感ノ收挙ニ及カタニ且宮城内外ノ諸門條坊等ノ各ニ

數多アリ共ニ拾芥抄ニ詳ナリ然シテ其殿堂樓閣及諸

門ノ名義ハ悉ク異邦政治洪福ノ号ヲウツニ取テ殊更漢

唐ノ佳名ヲ用ヒテルレハ其據所ハ各異邦ノ書ニ詳ナ

リ故ニ今其按ル處ヲ以テ左ニ挙テ本朝ノ制度

ノ異邦ト等キテ明ニス

野客叢書曰古者天子之居總言宮其別名皆曰堂是也

故詩曰自堂徂基礼言天子之堂初未有称殿者秦始皇

紀言作阿房宮甘泉殿蕭何傳曰作未央殿其名始見而

阿房甘泉未央ニ名宮疑皆起於此時按黃帝有合宮

堯有戴宮湯有鑪宮周有蒿宮楚有蘭臺宮韓有鴻

臺齊有雪宮列子有化人宮神異經有天淫古之言宮者如

此宋王賦謂高殿以廣意高君謂天子之殿戰國策謂蒼鷹
擊於殿上說苑謂有飛鳥下止殿前莊子謂入殿門不趨奉
斂於殿下史記毛遂定從於殿上優孟入殿門吉之言殿
者又如此則知宮殿之稱其來久矣非但始於秦始皇也
但未聞專名某殿而已此二字者上下通用不拘至尊
如儒有一畝之宮象注入舜宮霍光第中鴉鳴前殿
黃霸居丞相府奉孝子先上殿是也藝文類聚謂蕭何
曹參韓信皆有殿以上野客叢書文小補韻會云師古曰古者屋之
高嚴通呼為殿心不宮中若王霸令郡國史條對有奉
孝子先上殿殿丞相所坐今惟天子宸居為殿以上殿字

註見工

按此文ノ義古ハ宮殿ノ二字共ニ必天子宸屋ノ高
大嚴整ナルヲ都テ殿ト云ニテ秦始皇阿房甘泉
ノ二殿ヲ作ラレシヨリ漢モ亦未央殿ヲ作りテ殿ト
稱シテヨリ各天子ノ居ノトナリ々々也是宮中ノ殿
ナルニハ天子ノ宸居ヲ宮ト云テ其宮中ニ高嚴ナル宮祀ヲ殿
ト云ナリトハ阿房宮ノ前殿ト云ニテ考ワカフハ
夫ヲ通稱シテ宮殿ト云ナリ必スカリクメニモ至尊ノ外ハ宮殿ト
稱スルヲナシ尤古ニ宮ト云ニハ黃帝ノ合宮
ヨリ齊楚ノ宮ニ至ルニテ天子諸侯ノ一ニ
テ庶人ノ居ニハアラス列子ノ化人宮ト云ハ寓
言ノ文言ナレハ其ハ制

ノ外ナリ然ルニ如儒一畝宮又象ノ舜ノ宮ニ入ラ類
並ニ丞相府ヲ殿ト称セシトアレ比古ニ天子諸侯
ノ宮ト云ノ類各惟宮ト云殿ト称セシナリ秦始
皇ノ甘泉阿房ノ二宮殿又漢ノ未央宮ノ如ク某
々ノ名号ヲ立テ何某宮何某殿ト称セシトハ
始皇以降ニテ天子ニ限レルトナリ

劉熙釈名曰殿有殿鄂也陞卑也高卑也天子殿謂之納
陛言所以納人言之階陞也云々又初学記秦始皇始作前
殿其制有鍾左城右手平以文磚 相亞次城者為
階級云々

按ニ野トハ字彙ノ註ニ垠也錯揚子雲甘泉賦紛被麗其
凶鄂矣トアリ垠ハ崖也地埒也界也トテ今云限リノ
ト也陞ハ卑也トハヒクキ處アルトニテ鄂ノ垠ノ
如ク高キニ陞ノ卑キヲ交ヘテ高低アルヲ云フニ
テ乃階級シテ上下スルノト也因テ左城トテ殿
ノ構ヘハ東ニ階級アルヲ云 城音戚砌也トテ是モ階級
アル義ナリ
又右平ト云ハ右ノ方ハ平ニシテ文磚トテ磚ハ文ア
ル瓦ヲ以敷並ヘタルトニテ今云敷瓦ナリ納陛
ト云ヘルハ天子ハ衆人ノ言ヲ納ル事陞ノ卑キヨ
リ階級シテ進ミ升ルカ如キニタトヘタリ

殿ノ字ハ本ト殿最上テ後軍ニ上切ヲ曰最下切曰殿殿
ハ驚ニテ後ナリ論語云ヘル孟之反不伐奔而殿トイフ
軍後ノ殿ト云フニテ本朝ニテ後苑ト云フノ義ナリ
事物紀原ニ云殿ハ屋ノ殿ニテ軍後ノ象屋ヲ確後
スルヲ軍ノ殿ニタトヘシナリト是ヲ以天子ノ宸居
ヲ殿ト云ハ宮室榭宦舎寮司悉前ト左右ニ存
シテ衆臣各其宦舎寮司ニ確護ニ奉仕ス然シテ
天子ハ其後ニ居シ玉ヲ即チ北辰ノ其位ニ在テ南面ス
ルノ謂ナリ故ニ天子ノ宸居ヲ殿ト云ヘリ

殿下稱之事 兵異邦陞下閣下等事

蔡邕獨斷曰陞下者陸階也所由升堂也天子必有近臣
執兵陳於陸側以戒不虞謂之陞下者群臣与天子言
不敢指斥天子故呼在陸下者而告之因早違之意也
上書亦如之及群臣士庶相與言曰殿下閣下執事
之屬皆此類也

按ニ階下ト稱シ又殿下閣下ト云モ各天子ヲ付
スルニテ是陸ハ早キノ義ニテ殿堂へ升ルノ階級
ノ一トナリ故ニ其階下ニアル人ヲ呼テ上言スルヲ
以陸下ト云フ夫ヨリ轉シテ殿下閣下トモ云ナリ
執事トハ是モ亦階級ノ下ニ在テ一ヲ執ル人ヲ付

テ云フノ義ニテ執事ト云共ニ以テ至尊ヲ指
テ云フナリトノ義ナリ

本朝ニテ殿下ト称スルハ執政ヲ存スナリ是執政
ノ人ハ天子ニ代テ朝政ヲ攝録シ玉フ故ナリ異邦
ハ大國ト云ヘトモ天子トナリテ草余スル人ハ各死生
ノ間ニ在テ國家ヲ得テ然シテ萬乗ノ尊キニ居ス
ル人ナル故創業ノ人ハ政令多ク自ラシテ必執政ノ人
ニ委仕スルヲナシ故ニ群臣ノ奏言スルモノハ執政ノ人
ニ倚ラス直ニ陛下ノ人ニ以テ奏上スルナリ本朝ハ
神武天皇創業ヲ開キ玉フ以來百王不易ニ其皇

統ヲ嗣受玉フニ因テ天位ノ尊儀ニ於テハ異邦ニ
倍々セリ爰ヲ以上古ヨリ以來執政ノ人ハ朝政ニ主宰
トシテ群臣ノ上言スルヲハ勿論國家ノ政要大小トナ
ク先執政ノ人へ申奏スルヲ以其義全ク天子ニ等キ
ナリ故ニ執政ノ人ヲ称シテ殿下ト崇メ敬ス去レハ
執政ノ臣へハ必スシモ内覧ノ一宣旨トテ國家ノ
政要群臣ノ奏事悉ク先摂関ノ人へ申テ其後至
尊ハ奏聞スヘキトノ詔ヲ賜フナリ此義制ハ異邦
ト殊ニシテ實ニ至尊ノ名義字義ノ如ク有ニ玉フ
ナリ是乃蜚ノ藤茂ニ云ハ内裏殿ト人ヲ申ハ執柄

之外不可有之閑白殿御參トモ攝政殿ニ何事ヲ申
サレ共於御前申ニ諸人無異儀也親王ヲハ於御
前何殿トハ申サレ也トアルモ全ク殿下ノ稱ノ據
止所ナリ

時於按ニ本朝ハ殿下ノ稱謂ノミニテ閣下陛下等ヲ
以テ稱セサルモハ異邦ニテ天子へ上言スルモノハ
實ニ陛下ノ人ヲ以テ上言スルユハ陛下ト稱シ
又殿下閣下閣下執事ト廣ク其儀合フノ謂
テ以是ヲ稱ス本邦ニテハ天子ヲ稱シ奉ルヘキ殿下
ノ名目ヲ取テ執柄ノ人ヲ崇メ稱スルニ因テ直テ

ニ廣ク斥言ハス惟ニ殿下ノ稱ヲ執テ以テ其名
目トスル故陛下閣下執事ノ稱ヲ用ヒカレナ
リ

止
自跋

宮殿ノ稱ハ和漢共ニ宸居ノトニ隈ルヤ否ノ論見
ヲ以漫リニ老邁セルノ僻言ヲ筆ス其事ノ序陛下
殿下ノ事及ヘリ聊随意ノ妄言多カルヘシ努々
禁佗見モノナリ云爾

天明六年端五日

大判事 橋嘉樹

宝曆四年丙午

賀茂競馬記録

毛付

乗尻

著坐交名

○乗尻目録之内

儲勝トハ 左ノ勝ナリ

追勝トハ 右ノ勝ナリ

先勝トハ 左ハ勝負本ヨリ乗越ス右ハ勝負本へ未タ至ラサルヲ云

右ハ勝負本ヨリ手前ニテ左並へ乗ヲ云

馬場ノ中央ニ勝負本ヲ樹フ楓ノ木キリ

附註

天明三年三月一日賀茂氏人ニ承ルル處開書ニ漫筆

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names and dates.

勝劣八件ノ樹ノ前ニワカヲ見證人ナリ

六日七日兩度岩倉へ至リ昨日人勝負ヲ議論

ス其日ノ裝束日折ノ日ノ如シ事畢テ乘尻

甲乙ノ目錄ヲ奉行ノ人工上ニ由

宝曆十四年五月廿日競馬之記

毛付

倭文 左 美作

金津 左 加賀

安志 左 播磨

福田 左 阿波

脛長 庄 美濃

宮川 庄 若狹

舟木 左 近江

淡路

出雲

竹原 庄 備前

正弥宜

正祝

權稱宜

權祝

片岡称宜

片岡祝

貴船称宜

貴船祝

新宮称宜

以上

乘尻

一番 左備勝 右

二番 左持 右

豊前守保覺
木工白頭
薩摩守教頭
木工白頭

三番 左先勝 右

四番 左持 右

五番 左持 右

六番 左持 右

七番 左持 右

八番 左追勝 右

九番 左先勝 右

十番 左光勝 右

階下

遠江昌直
主膳清子
下野甫氏
右京季成
石見斗頭
兵庫地久
備前保後
因幡賀頭
彈正保亮
城之助基頭
備前元保
玄蕃負季
木工氏欣
伯耆容直
因幡兼時
丹後和季

本之疑ラクハ城今ナラニカ

左 後四位上 賀茂澄直
右 後四位下 賀茂義氏

著座

神主 岳位下 賀茂正久

別當 代 後五位下 賀茂央頭

所司 代 後五位上 賀茂任頭

目代 代 後五位下 賀茂兼室

○賀茂競馬開書

右ノ書ニフシニアルニヨテ天明三年三月一日
加茂氏人岡本内記ニタツ子ヲ曰人ノ秋
ヲ書記スルナリ

馬場長十尺

カクリ二節

十尺

三尺斗力

一 左 赤地 禰禰

右 紺地 禰禰

馬ト稱ス

一 勝負本馬場ノ中程ニアリ 楓木あり 常ニ柱おく 此之甚及

乃 予 乃 凡 一 丈 六 尺 餘 あり

一 南方ノ空出地方ニテ 造 常 あり

一 五月朔日 神主 所司 代 別當 目代 等 賀茂の 五合

毛 竹 之 定 也

倭文ハ 武家ノ 所 目代ノ 方 出 馬ノ 毛 竹 名 也

此倭文之番ハ金津ト云 各所ノ多ク

競馬ノ當目ト一審ニ倭文金津ト云也

但倭文ハ此ニ立テ能ク結ト云フ

一先勝ト云ルハ先キニ先勝ト云ル

後勝ト云ルハ後キニ後勝ト云ル

此ノ如ク能ク結ト云フ

一進勝ト云ルハ進キニ進勝ト云ル

但此ノ如クニ進キニ進勝ト云ル

一持ト云ルハ持キニ持ト云ル

二此中ト云ルハ行キニ行ト云ル

此勝有各勝有ト云テ後キニ後勝ト云ル
何レトモ是論也

○選叙令中内分番一考入内長上者六考例圖

分番 上二
長上 中上五

三階 (中上) 上二
 (初基) 中上三
一階 一階 二階

分番 中一
長上 中上五

二階 (初基) 中上三
 (中上) 中上三
一階 一階
餘考中上三不結階

分番 中一
長上 中中五

一階 初基 一階



○分番二考以上入長上者以七考為階凶

八番 上六
長上 中上五

一階
三階

初基 上三 上三 一階 一階
餘考中上不結階

分番 中上一
長上 中上五

二階

初基 中上三 中上三 上三一 一階 一階 一階

分番 中四
長上 中上一

一階

初基 上二 中上一 一階 一階

分番 中四
長上 中上一

二階

初基 中上三 一階 一階

